

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
2	従業員預り金	2,140,000	当座預金	2,420,000
	法定福利費	280,000		
3	備品減価償却累計額	3,500,000	備品	4,000,000
	貯蔵品	200,000		
	固定資産除却損	300,000		
4	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
5	繰越利益剰余金	22,500,000	利益準備金	1,500,000
			未払配当金	15,000,000
			新築積立金	6,000,000

・解説

1. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

2. 社会保険料の納付に関する問題です。

まず、問題文の「社員に給料を支払う際に控除していた住民税 880,000円、源泉所得税 980,000円 および社会保険料 280,000円」という一文から、給料を支払う際に従業員が負担すべき社会保険料 2,140,000円を預かっていたことが分かります。

☆参考・従業員に給料を支払ったときの仕訳

(借) 給料 ***** / (貸) 従業員預り金 2,140,000
(貸) 現金 など *****

上記の仕訳を踏まえて、今回問われている【社会保険料を納付したときの仕訳】を考えます。

従業員から預かっていた 2,140,000円については従業員預り金勘定を減額し、会社が負担すべき社会保険料 280,000円については、法定福利費勘定で費用処理します。ちなみに法定福利費とは、福利厚生の一環として社員が納付すべき社会保険料のうち、会社負担分をいいます。

★解答・社会保険料を納付したときの仕訳

(借) 従業員預り金 2,140,000 / (貸) 当座預金 2,420,000
(借) 法定福利費 280,000

なお、問題によっては勘定科目が従業員預り金勘定ではなく社会保険料預り金勘定の場合もありますし、法定福利費勘定ではなく福利厚生費勘定の場合もあります。問題に列挙されている勘定科目を使って仕訳をしてください。

社会保険料の納付に関する問題は、第 106 回の問 3 や 第 107 回の問 3、第 115 回の問 4 でも出題されているので、あわせてご確認ください。

3. 固定資産の除却に関する問題です。

固定資産の除却時の帳簿価額を算定したうえで、貯蔵品の評価額との差額を除却損で処理しましょう。

■①固定資産の除却時の帳簿価額を算定する

除却時の帳簿価額は、前期末時点の帳簿価額から当期の減価償却費を差し引いて求めましょう。なお、前期末時点の帳簿価額は、取得原価から前期末時点の減価償却累計額を差し引いて求めます。

$$\text{除却時の帳簿価額} = \text{前期末時点の帳簿価額} - \text{当期の減価償却費}$$

$$\text{前期末時点の帳簿価額} = \text{取得原価} - \text{前期末時点の減価償却累計額}$$

まず、問題文の「平成 18 年 1 月 1 日に購入した」から、前期末時点で 7 年分（平成 18 年 1 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日）の減価償却が行われていることがわかります。

さらに、問題文の「¥ 4,000,000 の備品（耐用年数：8 年、残存価額：ゼロ、償却方法：定額法、記帳方法：間接法）」から、7 年分の減価償却費（＝前期末時点の減価償却累計額）を計算することができます。

$$7 \text{ 年分の減価償却費} = 4,000,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 年} / 8 \text{ 年} = 3,500,000 \text{ 円}$$

上記の計算の結果、前期末時点の帳簿価額は 500,000 円（＝4,000,000 円－3,500,000 円）であることが分かります。

★解答仕訳（ステップ 1）

（借）備品減価償却累計額 3,500,000 / （貸）備品 4,000,000

次に、当期の減価償却費を計算しますが、問題文の「平成 25 年度の期首に除却した」から、当期首に除却したことが分かるので、当期の減価償却費はゼロです。

以上の計算により、除却時の帳簿価額が 500,000 円（＝500,000 円－0 円）であることが分かります。

★解答仕訳（ステップ 2）

（借）備品減価償却累計額 3,500,000 / （貸）備品 4,000,000

■②貯蔵品の評価額との差額を除却損で処理

除却時の帳簿価額が判明したら、あとは貯蔵品の評価額との差額を除却損で処理するだけです。

$$\text{固定資産除却損} = \text{除却時の帳簿価額} - \text{貯蔵品の評価額}$$

問題文の「備品の除却時の処分価額は ¥ 200,000 と見積もられた」から、貯蔵品の評価額が分かるので、除却時の帳簿価額との差額 300,000 円（＝500,000 円－200,000 円）を固定資産除却損で処理します。

★解答仕訳（ステップ3・完成）

（借）備品減価償却累計額 3,500,000 / （貸）備品 4,000,000

（借）貯蔵品 200,000

（借）固定資産除却損 300,000

固定資産の除却に関する問題は、第103回の間1や第110回の間5、第111回の間3、第121回の間5、第147回の間1、第148回の間2でも出題されているので、あわせてご確認ください。

4. （試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除）

5. 利益処分に関する問題です。

利益剰余金（繰越利益剰余金）を財源として配当を行う場合には、「**配当により減少する利益剰余金の額の10分の1を、資本準備金の額と利益準備金の額とを併せて、資本金の4分の1に達するまで（利益準備金を）積み立てなければならない**」と定められているので、本問でもこの文言どおりにチェックする必要があります。

まず、問題文に「**株主配当金：1株につき ¥ 3,000**」とあるので、配当により減少する利益剰余金の金額は15,000,000円（=3,000円×5,000株）で、その10分の1は1,500,000円ということが分かります。新築積立金の積立額6,000,000円は利益準備金要積立額の計算には関係ないので気をつけてください。

また、資本準備金と利益準備金の合計額が18,000,000円（=8,000,000円+10,000,000円）なので、資本金80,000,000円の4分の1に達するまで積み立てなければならない額は、 $80,000,000 \text{円} \div 4 - 18,000,000 \text{円} = 2,000,000 \text{円}$ になります。

ここで、両者を比較すると【1,500,000円<2,000,000円】となるので、**利益準備金要積立額は1,500,000円**になります。

- ・配当の10分の1規定による利益準備金要積立額：1,500,000円
- ・資本金の4分の1規定による利益準備金要積立額：2,000,000円
- ・金額の小さい方（**1,500,000円**）を利益準備金として積み立てる

配当の10分の1規定に関しては多くの受験生が理解していると思いますが、資本金の4分の1規定と比較するのを忘れてしまう方が多いです。今回は10分の1規定の金額の方が小さかったので、4分の1規定を忘れていても結果的には正解までたどり着けますが、利益処分の問題は必ず資本金の4分の1規定もチェックしてください。

【類題】

では仮に、資本準備金と利益準備金の合計額が19,000,000円だった場合、利益準備金要積立額はどのようになるでしょうか？これも上と同じように考えていけばいいだけなので、併せて確認しておいてください。

【解答】

資本金80,000,000円の4分の1の20,000,000円から、資本準備金と利益準備金の合計金額19,000,000円を差し引くと1,000,000円になり、配当金15,000,000円の10分の1の1,500,000円よりも小さくなるので、**利益準備金要積立額は1,000,000円**になります。

- ・ 配当の 10 分の 1 規定による利益準備金要積立額：1,500,000 円
- ・ 資本金の 4 分の 1 規定による利益準備金要積立額：1,000,000 円
- ・ 金額の小さい方（**1,000,000 円**）を利益準備金として積み立てる

利益処分に関する問題は、第 103 回の問 3や第 106 回の問 2、第 112 回の問 5、第 121 回の問 3、第 129 回の問 2、第 143 回の問 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。